

改正

平成19年 4 月 1 日
平成20年 4 月 1 日
平成25年11月 1 日 要綱第52号
平成26年 4 月 1 日 要綱第46号
平成30年 4 月 1 日 要綱第13号
令和 4 年 7 月15日 要綱第104号
令和 5 年 4 月 1 日 要綱第33号
令和 5 年12月 1 日 要綱第101号

岩国市全国大会等出場に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における社会体育の振興を図るため、全国大会以上の大会及び山口県体育大会に出場する市民等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となるもの)

第2条 補助の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体で、本市を含む地域を対象として行われる予選若しくは選考を経て国、都道府県若しくは市を代表して全国大会又は国際大会（オリンピック・パラリンピック及び世界選手権大会等を除く。以下同じ。）に出場するものとする。ただし、国際大会の出場については、この限りでない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（以下「学校」という。）に通学している者で本市に住所又は通学先を有するもの
- (2) 学校に通学する者で組織されている団体で本市を活動の拠点としているもの
- (3) 前2号に掲げる個人又は団体の監督又はコーチ。ただし、当該監督又はコーチのみが出場する場合にあっては、補助の対象としないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、都道府県その他の地方公共団体等による補助金等の交付を受けているときは、補助の対象としない。

(補助の対象となる大会)

第3条 補助の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。ただし、小学校体育連盟若しくは中学校体育連盟が主催する大会又は出場資格の範囲が一部の地域や特定団体である大会は、除くものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する全国大会以上の大会
 - ア 国又は地方公共団体が主催し、又は共催する大会
 - イ 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体、公益財団法人全国高等学校体育連盟又は公益財団法人日本学生野球協会が主催する大会
- (2) アマチュアスポーツ組織（国際又は国内組織）又は当該組織に加盟する団体の選考を経て出場するアジア地区全体又はそれ以上の地区を対象とする国際大会

(3) 山口県体育大会スポーツ少年団の部
(補助交付額)

第4条 補助金の交付額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、出場決定後、速やかに交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 予選の際の大会要項及び成績並びに対象となる大会の要項及び参加申込書(監督名、選手名等が記入されたもの)。ただし、国民スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜大会及び山口県体育大会に出場する場合はこの限りでない。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、合併前の全国大会等出場に対する補助金交付要綱(平成5年岩国市制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩国市全国大会等出場に対する補助金交付要綱は、平成20年4月1日以降に開催される全国大会等から適用し、同日前に開催される全国大会等については、なお従前の例による。

附 則(平成25年11月1日要綱第52号)

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日要綱第46号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日要綱第13号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月15日要綱第104号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩国市全国大会等出場に対する補助金交付要綱は、令和4年7月15日以降に開催される全国大会等から適用し、同日前に開催される全国大会等については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日要綱第33号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩国市全国大会等出場に対する補助金交付要綱は、令和5年4月1日以降に開催される全国大会等から適用し、同日前に開催される全国大会等については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月1日要綱第101号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩国市全国大会等出場に対する補助金交付要綱は、令和5年12月1日以降に開催される全国大会等から適用し、同日前に開催される全国大会等については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1 個人出場

種別	補助金の交付額
国民スポーツ大会	1人 1万円
公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催し、又は共催する大会	
都道府県代表として選抜され出場する大会	
全国大会	1人 1万5,000円
山口県体育大会スポーツ少年団の部	1人 1,000円
国際大会（オリンピック・パラリンピック及び世界選手権大会等を除く。）	1人 3万円

2 団体出場

種別	補助金の交付額	摘要
国民スポーツ大会	1人につき 1万円	本市に住所又は勤務先を有しない監督又はコーチは、補助の対象としないものとする。
公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催し、又は共催する大会		
都道府県代表として選抜され出場する大会		
全国大会	学校に通学する者で組織されている団体で本市を活動の拠点としているもの 1団体 5万円（10人を超える団体にあつては、その超える人数1人につき5,000円を加算する。た	

		だし、補助金の交付額は、1 団体につき10万円を限度とする。)	
	学校に通学する者で組織されている団体で本市以外を活動の拠点としているもの	当該団体に所属する第2条第1項第1号又は第3号に該当する者1人につき 5,000円（ただし、補助金の交付額は、1 団体につき10万円を限度とする。)	本市に住所又は勤務先を有しない監督又はコーチは、補助の対象としないものとする。
山口県体育大会スポーツ少年団の部		1 人につき 1,000円	本市に住所又は勤務先を有しない監督又はコーチは、補助の対象としないものとする。
国際大会（オリンピック・パラリンピック及び世界選手権大会等を除く。）		1 人につき 3 万円	

備考

- 1 補助金交付対象人数は、団体（チーム）の場合、大会要項で定められた人数を限度とする。
- 2 同一大会に個人・団体の両部門に出場する場合は、団体のみとする。
- 3 同一大会で複数部門に個人が出場する場合は、1 回の出場とする。
- 4 同一大会で複数部門に複数団体（チーム）が出場する場合は、団体（チーム）数を1 とみなす。ただし、男子の部と女子の部は別団体（チーム）とする。
- 5 全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会については、別に定める。
- 6 国内での国際大会開催の場合には、全国大会の額とする。